

軽自動車等の税額が変わります。

平成27年度から軽自動車税が下表のとおり改正されます。

車 種 区 分			現 行	改正後	重課税額
原動機付 自転車	50cc 以下		1,000円	2,000円	
	50cc 超90cc 以下		1,200円	2,000円	
	90cc 超125cc 以下		1,600円	2,400円	
	ミニカー		2,500円	3,700円	
軽二輪125cc 超250cc 以下			2,400円	3,600円	
三輪自動車			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円	12,900円
		営 業 用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自 家 用	4,000円	5,000円	6,000円
		営 業 用	3,000円	3,800円	4,500円
小型特殊自動車	農耕作業用		1,600円	2,400円	
	そ の 他		4,700円	5,900円	
二輪の小型自動車 250cc 超			4,000円	6,000円	

- * 軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）は、平成27年4月1日以降に車検を受けたものから適用されます。（改正後の税額は平成28年度以降となります。）
- * 軽四輪車等以外（原動機付自転車、軽二輪、小型特殊自動車、二輪の小型自動車）については、平成27年度から改正後の税額となります。
- * 重課税額は、平成28年度から年式が13年を経過した軽四輪車等が対象となります。

○農耕作業車等について

小型特殊自動車（農耕作業用）とは、トラクター・乗用運搬車・乗用草刈機・乗用田植機・牽引付耕耘機等が対象となります。毎年4月に各隣組の報告に基づき課税しております。

標識（ナンバープレート）の交付を受けていない、公道では使用しない場合でも課税の対象となります。標識の交付を受けていない農耕作業車等がございましたら、標識の交付申請をしていただきますようお願いいたします。

標識交付申請の手続き（交付手数料無料）

必要なもの	手続きの場所
・所有者の印鑑	役場税務係
・農耕車等のメーカー名	
・農耕車等の車体（車台）番号	

○使用していない軽自動車等は…

毎年4月1日に登録されている軽自動車等にその年度の税金が課されます。

標識（ナンバープレート）が付いていて、使用していないまたは今後使用の見込みのない軽自動車等がありましたら、お早めに廃車の手続きをしてください。

廃車の手続き

車種	必要なもの	手続きの場所
原動機付自転車 （125cc 以下のもの） 小型特殊自動車 （農耕作業車等）	・所有者の印鑑 ・標識（ナンバープレート） 標識を紛失した場合は弁償代500円	役場税務係
上記以外のもの	軽自動車等を購入した販売店 飯田地区自家用自動車協会（0265-22-0450） 等へお問い合わせください。	